

保護者の皆様へ

令和7年度 就学援助制度について

1月終わりごろから2月初めごろに学校から「令和7年度（2025年度）就学援助制度のお知らせ（早期2・一般・随時）」（以下「お知らせ」とします。）をお配りしましたが、令和7年度の内容が決定しましたので、お知らせします。

就学援助制度とは…

お子さまが大阪市立の小・中・義務教育学校にお通いで、経済的に困られている家庭の保護者の方に、学校教材費や修学旅行費などを援助する制度です。

1 令和7年度の所得基準額が決まりました

「お知らせ」4ページの【所得基準額】とは額が変わっていますので、申請理由⑫所得審査で申請をお考えの方は、ご注意ください。

【令和7年度 所得基準額】 ※所得基準額は、令和6年4月の生活保護基準を基にしています。

世帯の人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人
住宅の形態	借家等	228万円	267万円	323万円	359万円	404万円
	持 家	163万円	202万円	259万円	294万円	339万円

2 引き続き認定されている方の申請理由⑫所得審査について

中学校1年生・義務教育学校7年生以上の学年で、令和2年3月末時点から令和7年3月末まで引き続き就学援助を受けていた児童生徒については、経過措置があり、下表（令和元年度）の太枠で囲んだところは、経過措置による所得基準額で審査を行います。

世帯の人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人
住宅の形態	借家等	218万円	267万円	325万円	362万円	404万円
	持 家	153万円	203万円	260万円	298万円	339万円

経過措置を行う場合の所得も「お知らせ」4ページに記載のとおり、給与所得者及び公的年金所得者は所得控除後の金額から最大10万円を控除した金額、自営業の方は年間収入額から必要経費を引いた金額で審査します。

その他

年度当初から制度を利用いただくための申請期限は 令和7年6月30日（月曜日）
※ 税情報をを利用する場合の申請期限は 5月12日（月曜日）



- ▶申請書の提出先 お子さまが通っている学校
- ▶制度についてのお問合せ先
 大阪市教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当
 就学支援グループ 電話番号：06-6115-7653
 ファックス：06-6115-8170

就学援助
ホームページ